

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標				
I 現状				
(1) 地域の災害リスク				
(洪水：ハザードマップ)				
佐々町の中心部には佐々川（2級河川）が流れており、洪水発生リスクに大きく影響すると思われる。 佐々町のハザードマップによると、本会が立地する地域は佐々川の氾濫による浸水想定区域にあり 0.5m未満の浸水が予想されているほか、内水氾濫の恐れのある範囲となっており、中心部の商業地区の約50%を超える範囲で 0.5～1.0m以上の浸水が予想されている。				
(土砂災害：ハザードマップ)				
佐々町のハザードマップによると山間部や佐々川沿いにも斜面が多くその一帯は、ほとんどが地滑り等、土砂災害警戒区域に指定されている。				
(地震：J-SHIS)				
地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で約30%の確率で発生すると示されている。				
(感染症)				
世界的に猛威を振るっており収束の様相を見せない新型コロナウイルスは、現在でも流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスである。新型のウイルスは、およそ 10 年～40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらしている。 今後、普段の生活スタイルが変わっていくことが懸念され、対応することが出来なければ、社会全体にとって最悪の事態が起こりえることも想定しなければならない。				
(2) 商工業者の状況 ・令和2年度 佐々町商工会実態調査（令和2年4月1日現在）				
・商工業者等数 548人 ・小規模事業者数 467人				
【内訳】				
業種		商工業者数	うち小規模事業者数	備考
商工業者	製造業	41	29	町内に広く分散している
	卸・小売業	144	124	町内に広く分散している
	建設業	92	68	町内に広く分散している
	サービス業・その他	271	246	町内に広く分散している
合計		548	467	

(3) これまでの取組

① 佐々町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施、ハザードマップ作成
- ・防災備品、食糧の備蓄

② 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険等への加入促進
- ・防災備品等の備蓄
- ・佐々町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、防災・減災に関する取組について、実施ができていない。また、緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える本会職員が不足している。

III 目標

項目	目標	取組内容
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させる。	セミナーの開催 (年1回)
協力体制・マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行う情報報告ルートを構築。	協議会開催 (随時)
連携体制の推進	発災後、速やかな復興支援策が行える連絡体制の構築。	協議会開催 (随時)
保険・共済制度の助言および加入推進	保険・共済に対する助言等を行える当会職員を育成するとともに加入推進を実施。 ・加入目標：10件	勉強会開催 保険会社と共同で推進 (随時)

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

佐々町商工会と佐々町の役割分担および体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策 >

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年度末までに作成する。
- 計画策定までは当会危機管理マニュアルで代用。平成25年度に作成し都度更新している。（別紙のとおり）

③ 関係団体等との連携

- ・長崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・佐々町事業継続力強化支援協議会(仮称)（構成員：当会、当町、関係団体）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤ 当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。電話、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）を当会と当町で共有する。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨における例：職場にいない職員は、命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等
- ・職員が被災する等により応急対応が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。（被害規模の目安は下表を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 翌日	1日に2回連絡する
～ 2週間	1日に1回連絡する
～ 1ヶ月	2日に1回連絡する
1ヶ月以降	必要に応じて

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、佐々町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会が共有した情報は、長崎県商工会連合会へ報告する。
- ・当町が共有した情報は、「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」（令和元年8月28日付け31産政第79号）に基づく方法により、当町から長崎県（県北振興局商工水産部商工観光課経由）へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町で協議する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

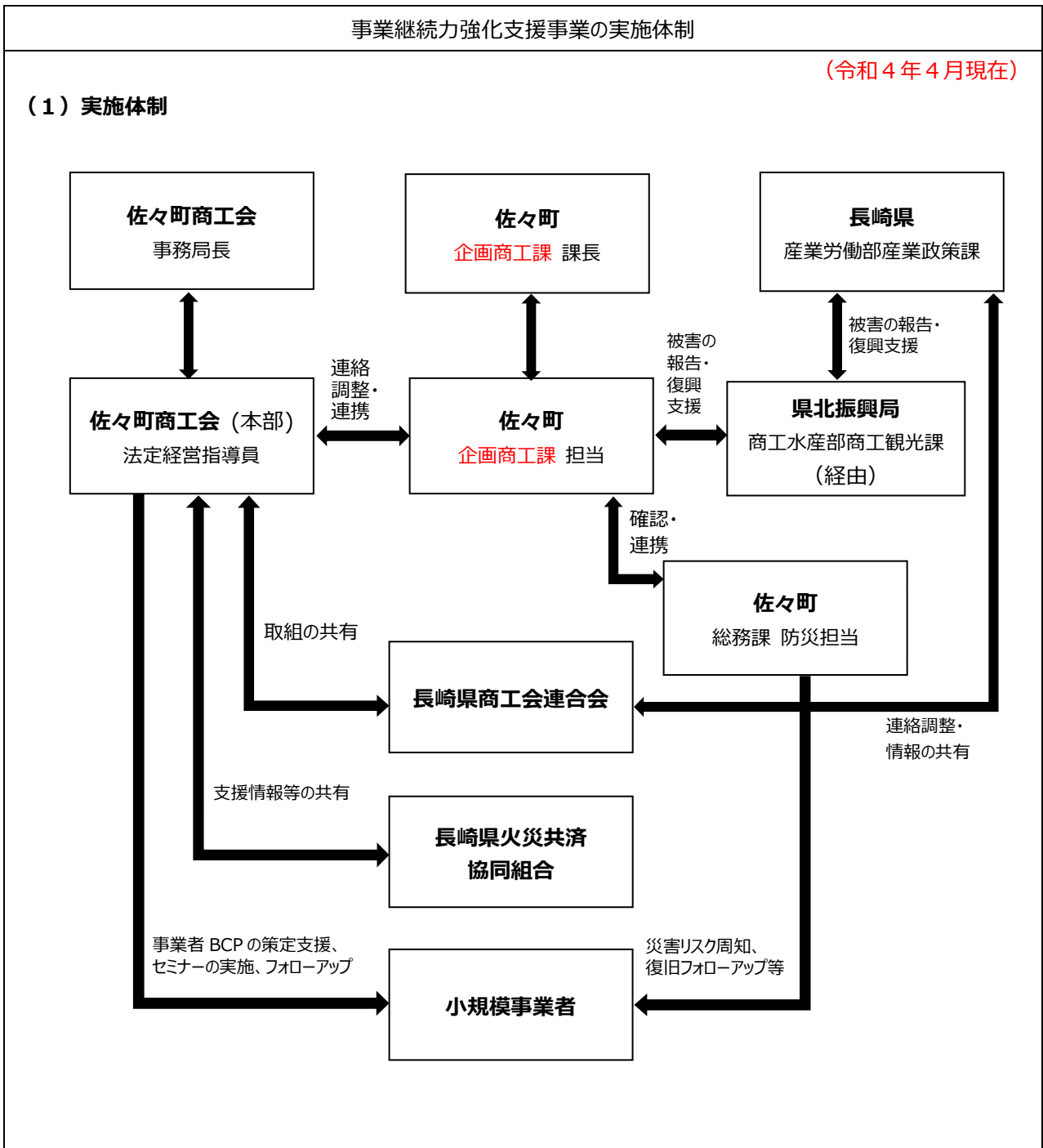
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 当会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する職員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該職員の氏名、連絡先

・佐々町商工会 **久保 勝宏** (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該職員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／関係市町連絡先

①商工会

佐々町商工会

〒857-0311 長崎県北松浦郡佐々町本田原免123

TEL : 0956-62-3171 / FAX : 0956-62-6589

E-mail : saza@shokokai-nagasaki.or.jp

②佐々町

佐々町**企画商工課**

〒857-0311 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168-2

TEL : 0956-62-2101 / FAX : 0956-62-3178

E-mail : shoukougankou@saza.nagasaki.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	10	10	10	10	10
・パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、佐々町補助金、長崎県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
連携体制を図示する